

諮問番号： 令和7年度諮問第9号（令和7年12月11日付け）

答申番号： 令和8年度答申第1号（令和8年7月24日付け）

答 申

審査請求人〇〇が令和7年5月12日付けで提起した処分庁〇〇福祉事務所に
よる生活保護廃止決定処分（令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号の〇〇。以下
「本件廃止処分」という。）及び生活保護変更決定処分（令和〇年〇〇月〇〇日付け
〇〇第〇〇号の〇〇。以下「本件変更処分」という。）に係る審査請求（以下「本件
審査請求」という。）について、審査庁岐阜県知事（以下「審査庁」という。）から
諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、保護（生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」とい
う。）第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を受けていたところ、令和〇
年〇〇月〇〇日に仮給付の基本手当（失業等給付のうち基本手当をいう。以下同
じ。）〇〇円を受給したことにより、処分庁から同月〇〇日付けで本件廃止処分
を受けた。

その後、審査請求人は、処分庁から再び保護の開始の決定を受けていたところ、
令和〇年〇〇月〇〇日後に再び基本手当〇〇円を受給したことにより、処分庁か
ら同月〇〇日付けで本件変更処分を受けた。

令和7年5月12日、審査請求人は、本件廃止処分及び本件変更処分の取消し
を求めて本件審査請求を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のように主張し、本件廃止処分及び本件変更処分の取
消しを求めている。

- 1 基本手当は、毎回認定を受ける必要があり継続的收入に当たらず、仮給付であ

って解雇無効又は労災認定の場合は返還することになる。公的機関からの借入れは収入認定から除外すると法に書かれている。

さらに、基本手当は、就労支援費であって、生活費ではなく、法には就労支援費及び自立更生費は収入認定から除外する旨明記されている。

以上により、基本手当を収入認定するのはおかしい。

- 2 審査請求人は、平成〇〇年頃に処分庁から保護を受けていたときは、失業保険を受給しても、領収書を提出しただけで、収入認定されなかった。

審査請求人と処分庁との間に、失業保険をもらう前に保護を停止し、それを使い切ったら、保護を再開するという旨又は失業保険を収入認定しないという旨の約束があった。

今回も、基本手当を受けることについて処分庁に事前に確認を受けており、令和〇年〇〇月には基本手当の支給前に保護が停止されているので、同じようにやってくればよかった。

- 3 令和〇年〇〇月に基本手当を受給しても保護は廃止されていないことからすれば、同年〇〇月〇〇日付けの本件廃止処分はおかしい。ケースワーカーが基本手当は継続的収入だと嘘(うそ)の説明を上司にした。また、処分庁は、失業保険を収入認定しないという審査請求人との約束をなくすために、本件廃止処分をした。

- 4 令和〇年〇〇月から〇〇月までの間の収入を収入認定しなかったにもかかわらず、同年〇〇月の基本手当を収入認定して、同月〇〇日付けで本件変更処分をしたことはおかしい。収入認定は、収入があった月の翌月半ばに収入認定の申請を行い、当該翌月の翌月に反映するということが法律で定められているのに、その定めに反している。

また、本件変更処分は、基本手当を全額収入に充てて、逆に医療費も自己負担を生じさせるもので、健康で文化的な最低限度の生活を脅かす行為に当たり、憲法第25条に違反する。

- 5 法に照らし合わせても法律の趣旨に反し生活保護者にその法律の説明等を怠り理解してもらおうとしない不法行為である。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件廃止処分及び本件変更処分のいずれについても違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである旨記載されており、そ

の理由はおおむね次のとおりである。

1 基本手当が収入に該当することについて

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第4条第1項及び第8条第1項）。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知（令和7年3月31日付け厚生労働省発社援0331第2号による改正後のもの）。以下「次官通知」という。）第8の3(2)ア(7)において「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（…中略…）については、その実際の受給額を認定すること。」と規定している。

さらに、求職者給付は、求職者の求職活動の促進、生活の安定を図るために給付されるものであり、次官通知第8の3(2)ア(7)に該当するものであるから、当然収入認定すべきであるとされている（「生活保護手帳別冊問答集 2024年度版」（中央法規出版株式会社、令和6年8月30日発行。以下「問答集」という。）問8-23）。

失業等給付の1種類である求職者給付は、基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当等で構成されており（「雇用保険事務手続きの手引き【第2編】被保険者資格の取得・喪失編【令和7年8月版】」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001573350.pdf>）62ページ参照）、上記の問答集問8-23の問答は、求職者給付の一部を構成する基本手当についても当てはまる。

したがって、審査請求人が受給した基本手当は、法第4条第1項の資産又は法第8条第1項の金銭に該当するから、その全額について次官通知第10の規定により保護の要否及び程度を決定する際の収入として認定すべきこととなる。

2 本件廃止処分 of 適法性について

本件廃止処分時における審査請求人の最低生活費は〇〇円で、収入充当額は〇〇円であるから、収入充当額が最低生活費を上回る。

そして、審査請求人の雇用保険受給者証によれば、令和〇年〇〇月〇〇日を最初の処理年月日として、事情の変化がない限り、おおむね〇〇日ごとに、合計で〇〇日分の基本手当が支給されることが認められるから、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の間12において「保護を廃止すべき場合」として掲げられている「おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に該当する。

したがって、処分庁が「保護を必要としなくなったため」として法第26条の規定により本件廃止処分をしたことに違法又は不当な点はない。

3 本件変更処分の適法性について

〇〇公共職業安定所長からの回答書には令和〇年〇〇月〇〇日の処理日からおおむね1週間以内に〇〇円の基本手当が入金される旨の記載があるから、審査請求人には同月中に同額の収入があったと認められる。

次官通知第10において「保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」とされ、「生活保護法による医療扶助運営要領について」

（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）第3の2(2)アにおいて「当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされていることに当てはめると、収入充当額（〇〇円）－生活扶助額（〇〇円）－住宅扶助額（〇〇円）＝〇〇円が本人支払額となる。

したがって、法第25条第2項の規定に基づき、令和〇年〇〇月分以降の生活保護費支給額を〇〇円とし、本人支払額を〇〇円としたことについては、法第56条所定の正当な理由があるというべきであるから、本件変更処分は適法である。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和7年12月11日	諮問
令和8年 3月 4日	審議（第34回第2部会）
令和8年 6月15日	審議（第35回第2部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第2条は、無差別平等について、次のとおり規定している。

「第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。」

イ 法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」

2 及び3 略

ウ 法第8条は、基準及び程度の原則について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」

2 略

エ 法第25条は、職権による保護の開始及び変更について、次のとおり規定している。

「第25条 略

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。

3 略

オ 法第26条は、保護の停止及び廃止について、次のとおり規定している。

「第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」

カ 法第56条は、不利益変更の禁止について、次のとおり規定している。

「第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。」

(2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号（令和7年厚生労働省告示第132号による改正前のもの）。以下「保護の基準」という。）

ア 保護の基準別表第1第1章1(1)ウ(ア)は、3級地－1の基準生活費の額（月額）について、次のとおり定めている。

なお、保護の基準は、法第8条第1項の規定により要保護者（法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）の需要を測定するために厚生労働大臣が定めた基準であり、令和7年厚生労働省告示第132号により改正され、同年4月1日から適用（ただし、一部の改正規定は同年7月1日から適用）されているが、保護の基準の規定については、当該改正の前後において変わりはない。

「第1類

年齢別	基準額
略	略
〇〇歳～〇〇歳	〇〇円
略	略

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別	
基準額		1人	略
		27,790円	略
地区別冬季加算額	略 V区（11月から3月まで） 略	略 4,630円 略	略 略 略

イ 保護の基準別表第1第1章1(2)は、基準生活費の算定について、次のとおり定めている。

「(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額の合計額

B 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

通減率

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額 を世帯員ごとに合算した額に乘じる率	世帯人員別	
	1人	略
率	1.00	略

期末一時扶助費 略

経過的加算額（月額）

(ア)及び(イ) 略

(ウ) 3級地

3級地－1

年齢別	世帯人員別	
	1人	略
略	略	略
〇〇歳～〇〇歳	0	略
略	略	略

イ 第2類の表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は次の表に定めるところによる。

地区別	略	Ⅴ区	略
都道府県名	略	岐阜県	略
		略	

ウ 略

ウ 保護の基準別表第1第1章4は、特例加算について、次のとおり定めている。

「4 特例加算

1から3までの基準生活費の算出にあたっては、1から3までにより算定される額に世帯人員一人につき月額1,000円を加えるものとする。

エ 保護の基準別表第9は、地域の級地区分について、次のとおり定めている。

「1 1級地 略

2 2級地 略

3 3級地

(1) 3級地－1

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
略	略
岐阜県	高山市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、可児市、瑞穂市、羽島郡 岐南町、笠松町、本巣郡 北方町
略	略

(2) 3級地－2 略

(3) 次官通知

ア 次官通知第8の3は、認定指針について、次のとおり定めている。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。また、次官通知第8の3(3)ソの「4万460円」は、令和7年3月31日付け厚生労働省発社援0331第2号による改正前は「3万9390円」であり、トはこの改正によって加えられたものである。

「3 認定指針

(1) 略

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金以外の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体

又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。
ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(イ) 略

イからエまで 略

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

(ア)及び(イ) 略

ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8000円以内の額（月額）

- コ 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又はこどもの日の行事の一環として支給される金銭
- シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）により支給される医療特別手当のうち 4 万 4 6 0 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
 - (ア) 及び (イ) 略
- ツ 国及び地方公共団体が実施する統計調査の調査対象となり、協力した際に謝礼として支給される金額
- テ 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）により支給を受けた児童手当のうちに同法第 6 条第 3 項の第三子以降算定額により算定した額に係る部分（以下「第三子以降児童手当」という。）がある場合にあっては、当該第三子以降児童手当のうち次に掲げる額
 - (ア) 及び (イ) 略
- ト 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）により支給される妊婦支援給付金
 - (4) 及び (5) 略

イ 次官通知第 10 は、保護の決定について、次のとおり定めている。

「第 10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第 1 に衣食等の生活費に、第 2 に住宅費に、第 3 に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」

- (4) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

ア 局長通知第 8 の 1(4)は、恩給、年金等の収入について、次のとおり定めている。

なお、局長通知は、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に規定する処理基準である。

「(4) 恩給、年金等の収入について

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について 1 年を単位として受給額が算定される場合には、その年額を 12 で除した額（1 円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 略

イ 局長通知第 10 の 2 は、保護の要否及び程度の決定について、次のとおり定めている。

「2 保護の要否及び程度の決定

(1)から(7)まで 略

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第 80 条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計

上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）

(9) 略

(5) 医療要領

医療要領第3の2(2)は、本人支払額の決定について、次のとおり定めている。

なお、医療要領は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に規定する処理基準である。

「(2) 本人支払額の決定

本人支払額は次により決定すること。

ア 要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。

イ 略

(6) 課長通知

ア 課長通知第8の問50は、収入の認定について、次のとおり定めている。

なお、課長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に規定する処理基準である。

「問50 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等に基づく技能習得手当を受給しながら技能習得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し、勤労収入に準じて基礎控除を適用してよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

イ 課長通知第10の問12は、調査及び援助方針について、次のとおり定めている。

「問12 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場

合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるたい。

1 保護を停止すべき場合

- (1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

- (2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

- (1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。
- (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。」

- (7) 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）（平成27年4月14日付け社援発0414第9号岐阜県知事宛て厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）

限度額通知の1(1)は、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額について、次のとおり定めている。

「(1)世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

	1人	略
2級地	略	略
3級地	29,000円	略

(8) 問答集

問答集の問8－23は、求職者給付及び就職促進給付について、次のとおり定めている。

なお、問答集は、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を基に、生活保護制度の具体的な運用を問答形式で収載したものである。

「問8－23

（問）雇用保険法に基づいて支給される求職者給付及び就職促進給付は収入認定すべきか。

（答）これらの給付は、求職者の求職活動の促進、生活の安定を図るために給付されるものであり、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)に該当するものであるから、当然収入認定すべきである。なお、求職者給付のうち技能習得手当として支給される額については、局長通知第7の8の(2)のアの(オ)により特別の取扱いが認められており、また同基本手当及び寄宿手当については課長通知第8の50により勤労収入に準じて基礎控除の適用があるので念のため。

そして、上記（3）から（8）までについて、その内容に不合理な点は見当たらない。

(9) 行政手続法（平成5年法律第88号）

行政手続法第14条は、不利益処分理由の提示について、次のとおり規定している。

「第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 本件処分について

(1) 基本手当が収入に該当することについて

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第4条第1項及び第8条第1項）。

そして、次官通知第8の3(2)ア(ア)において「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（…中略…）については、その実際の受給額を認定すること。」と規定している。

さらに、求職者給付は、求職者の求職活動の促進、生活の安定を図るために給付されるものであり、次官通知第8の3(2)ア(ア)に該当するものであるから、当然収入認定すべきであるとされている（問答集問8－23）。

失業等給付の1種類である求職者給付は、基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当等で構成されており（「雇用保険事務手続きの手引き【第2編】被保険者資格の取得・喪失編【令和7年8月版】」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001573350.pdf>）62ページ参照）、上記の問答集問8－23の問答は、求職者給付の一部を構成する基本手当についても当てはまる。

なお、問答集問8－23には「同基本手当及び寄宿手当については課第8の50により勤労収入に準じて基礎控除の適用がある」と記載されているところ、課長通知第8の問50は、技能習得手当に併せて支給される基本手当又は寄宿手当について基礎控除の適用があるとする趣旨である。そうすると、問答集問8－23の「同基本手当」とは求職者給付のうちの基本手当として広義に解することはできず、求職者給付のうち技能習得手当と併せて支給される基本手当に限定されると解される。そして、失業等給付の仮給付は、基本手当及び傷病手当に限って支給される（「業務取扱要領 50001－54000 雇用保険給付関係（一般求職者に対する求職者給付）厚生労働省職業安定局雇用保険課」（<https://www.mhlw.go.jp/content/001467602.pdf>）374ページ参照）から、仮給付の基本手当について基礎控除の適用はないというべきである。

以上により、審査請求人が受給した基本手当は、法第4条第1項の資産又は法第8条第1項の金銭に該当するから、その全額について次官通知第10の定めにより保護の要否及び程度を決定する際の収入として認定すべきこととなる。

(2) 本件廃止処分の適法性について

ア 本件廃止処分における最低生活費について

次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と定めているから、以下、本件廃止処分時において処分庁が認定した最低生活費について検討する。

(7) 生活扶助（令和〇年〇〇月）

基準生活費は、保護の基準別表第1第1章1(2)アの算式（ $A + B + C$ ）によって算出されるから、これに基づいて算定すると次のようになる。

A ＝第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額（〇〇円）に逓減率の表中率の項に掲げる世帯人員の数に応じた率（1.00）を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額（27,790円）の合計額

$$= \text{〇〇円} \times 1.00 + 27,790 \text{円}$$

$$= \text{〇〇円}$$

B ＝経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

$$= 0 \text{円}$$

C ＝第2類の表に定める地区別冬季加算額

$$= 4,630 \text{円}$$

$$A + B + C = \text{〇〇円} + 0 \text{円} + 4,630 \text{円}$$

$$= \text{〇〇円}$$

そして、保護の基準別表第1第1章4の規定により上記の金額に特例加算として1,000円が加算されるから、令和〇年〇〇月における生活扶助の額は〇〇円となり、処分庁が算定した生活扶助の額と一致する。

(イ) 住宅扶助（令和〇年〇〇月）

限度額通知において、3級地の場合で世帯人員が1人のときの住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は29,000円とされているところ、審査請求人の実際の家賃は〇〇円であるから、審査請求人の住宅扶助の額は〇〇円となり、処分庁が算定した金額と一致する。

(ウ) 医療費等

処分庁は、保護を受給しない場合の医療費として、国民健康保険による給付があるものとして、一部負担金及び国民健康保険税を計上し、さらに通院交通費（燃料代）を加えている。また、これらの費用については、令和〇年〇〇月及び〇〇月分の実額の額を平均する等しており、合理的な方法で算定していると認められる。

よって、処分庁が、医療費（一部負担金）を〇〇円と、通院交通費（燃料代）を〇〇円と、国民健康保険税を〇〇円と算定したことについて、違法又は不当な点はない。

(エ) 処分庁が認定した最低生活費について

以上のとおり、上記(ア)から(ウ)までを合計すると〇〇円となり、これを最低生活費と認定した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

イ 本件廃止処分における収入充当額について

上記第7の2(1)で述べたとおり、審査請求人が受給した基本手当については、基礎控除の適用はなく、公の給付に係る収入認定の原則どおり「実際の受給額を認定する」（次官通知第8の3(2)ア(ア)）ことになるから、基本手当〇〇円の全額が収入として認定されるべきである。

ウ 小括（本件廃止処分について）

以上のとおり、本件廃止処分時における審査請求人の最低生活費は〇〇円で、収入充当額は〇〇円であるから、収入充当額が最低生活費を上回る。

そして、審査請求人の雇用保険受給者証によれば、令和〇年〇〇月〇〇日を最初の処理年月日として、事情の変化がない限り、おおむね〇〇日ごとに、合計で〇〇日分の基本手当が支給されることが認められるから、課長通知第10の問12において「保護を廃止すべき場合」として掲げられている「おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に該当し、処分庁が「保護を必要としなくなったため」として法第26条の規定により本件廃止処分をしたことに違法又は不当な点はない。

(3) 本件変更処分の適法性について

ア 本件変更処分における最低生活費について

本件変更処分は、令和〇年〇〇月分以降の生活保護費支給額を〇〇円とし、本人支払額を〇〇円とした保護の変更処分であるが、同月分の生活扶助及び住宅扶助の額は、次のとおりである。

(ア) 生活扶助（令和〇年〇〇月）

上記第7の2(2)ア(ア)で述べたとおり、令和○年○○月の生活扶助の額は○○円であるから、そこから地区別冬季加算額（C＝4, 630円）を差し引いた○○円が同年○月の生活扶助の額となる。

(イ) 住宅扶助（令和○年○○月）

上記第7の2(2)ア(イ)で述べたとおり、住宅扶助の額は○○円である。

イ 本件変更処分における収入充当額について

令和○年○○月○○日に審査請求人に対する基本手当の支給が一旦は停止されたものの、○○公共職業安定所長からの回答書には令和○年○○月○○日の処理日からおおむね1週間以内に○○円の基本手当が入金される旨の記載があるから、同月中に同額の収入があったと認められる。

ウ 小括（本件変更処分について）

次官通知第10において「保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」とされ、医療要領第3の2(2)アにおいて「当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされていることに当てはめると、収入充当額（○○円）－生活扶助額（○○円）－住宅扶助額（○○円）＝○○円が本人支払額となる。

よって、審査請求人に対する保護に関し、法第25条第2項の規定に基づき、令和○年○○月分以降の生活保護費支給額を○○円とし、本人支払額を○○円としたことについては、その必要性があったということができ、法第56条所定の正当な理由があるというべきであるから、本件変更処分に違法又は不当な点はない。

(4) 審査請求人の主張について

ア 上記第3の1の主張について

審査請求人は基本手当を収入認定するのはおかしいと主張するが、上記第7の2(1)で述べたとおり、次官通知第8の3(2)ア(ア)において「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（…中略…）については、その実際の受給額を認定すること。」と規定されており、問答集問8－23において、求職者給付について、「求職者の求職活動の促進、生活の安定を図るために給付されるものであり、次第8の3の(2)のアの(ア)に該当するものである

から、当然収入認定すべきである。」とされている。

また、仮に審査請求人が受けた仮給付の基本手当について、将来において返還することとなったとしても、基本手当の受給によって審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産又は金銭が増加していることは明らかであるから、保護の補足性（法第4条第1項及び第8条第1項）の観点から、これを収入として取り扱わないことは社会通念上不合理な結果を招来するというほかなく、保護の決定及び実施をするうえでは、基本手当が仮給付であることをもって本給付と異なる取扱いをすることはできない。

なお、審査請求人は、基本手当は、就労支援費であって、生活費ではなく、法に就労支援費及び自立更生費は収入認定から除外する旨明記されている旨主張するが、「収入認定」は、法に規定された用語ではなく、次官通知に典拠のある行政実務上の用語である。そして、基本手当は「求職者の求職活動の促進、生活の安定を図るために給付されるもの」（問答集問8－23）であるから、自立更生費に当たらないことは明らかであるし、次官通知第8の3(3)を通覧しても収入として認定しないものとして就労支援費、求職活動の促進のための給付金その他これらに類する金銭は掲げられていない。

以上により、審査請求人の主張は失当である。

イ 上記第3の2の主張について

審査請求人は、失業保険をもらう前に保護を停止し、それがなくなれば保護を再開するという約束が処分庁との間にあり、令和○年○○月には基本手当の支給前に保護が停止されている等と主張する。

しかしながら、審査請求人が主張するような約束については処分庁が否定しているうえに、審理手続において提出された証拠書類等に約束の存在を裏付けるものはない。

審査請求人は、令和○年○○月○○日に基本手当の入金があったことにより保護を停止され、その○○日後の同月○○日には手持金・累積金等の減少により保護の停止の解除を受けているが、このように基本手当の支給前に保護停止となり、短期間でこれを費消し、保護の再開に至るような事態は、先に述べた保護の補足性の原則に反し、被保護者相互間の公平な取扱いを害し、ひいては法第2条に規定する無差別平等の原則に抵触しかねない。

そして、保護の費用については、法第12章以下で規定されているとおり、市町村、都道府県及び国が負担しているものであって、その全てが究極的には国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われていることからすると、かかる事態はその財源を害することにもなる。

よって、処分庁が基本手当の支給前に保護の停止又は廃止をし、それを使い果たしたら保護の再開をしていたことがあるからといって、本件廃止処分及び本件変更処分を取り消す理由にはならない。

ウ 上記第3の3の主張について

審査請求人は、令和○年○○月に基本手当を受給しても保護は廃止されていないから、同年○月○○日付けの本件廃止処分はおかしい等と主張する。

この点につき、本件廃止処分時において「おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」（課長通知第10の問12）に該当していたことは、上記第7の2(2)ウで述べたとおりである。

一方で、審査請求人は、令和○年○○月○○日に基本手当○○円を受給した後に、同月○○日付けで「今は、あらそいをできるじょうきょうにならないためじょうけんつききゅうふをていしいたします」と記載し、一旦は基本手当の支給が停止されたのであるから、当該停止は審査請求人の意思が介在してなされたと認められる。そうすると、被保護者の状況をよく知り得る立場にある処分庁が、審査請求人に起因する事情の変化によって基本手当の支給が停止され得ることを考慮して、本件変更処分をしたことについて、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとはいえない。

なお、ケース検討票に「主は、次のとおり仮給付は、継続収入ではないと主張。」等と記載されており、ケースワーカーが嘘の説明をするのであれば、わざわざこのような記載をする必要性がないことから、ケースワーカーが嘘の説明を上司にしたとする審査請求人の主張は、それを裏付けるに足る証拠がなく、審査請求人の独自の主張というほかない。

また、失業保険を収入認定しないという約束をなくすために本件廃止処分がされたとする審査請求人の主張は、当該約束の存在を前提としたものであるが、処分庁がその約束の存在を否定し、審理手続において提出された証拠書類等に約束の存在を裏付けるものがないから、主張の前提を欠く。

以上により、本件廃止処分の違法性又は不当性を訴える審査請求人の主張は、失当である。

エ 上記第3の4の主張について

- (ア) 審査請求人は、収入認定は、収入があった月の翌月半ばに収入認定の申請を行い、当該翌月の翌月に反映するということが法律で定められている旨主張する。

しかしながら、法律に審査請求人が主張するような規定はない。

さらに、局長通知第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と規定するとともに、局長通知第10の2(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(…中略…)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」と定めている。

そこで、〇〇日ごとに支給される基本手当について、これら局長通知の定めにあてはめると、基本手当の支給があった場合はその受給月に収入認定するのが原則であるが、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、確認月からその前々月に係る返納額を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないことになる。

そうすると、令和〇年〇〇月に審査請求人に支給された基本手当〇〇円について、その翌月である同年〇〇月の収入充当額として計上することに違法又は不当な点はない。

- (イ) また、審査請求人は、本件変更処分によって医療費に自己負担額が生じており、憲法第25条に違反する旨主張する。

しかしながら、「当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」(医療要領第3の2(2)ア)との規定にあてはめると、本件変更処分における本人支払額が〇〇円となることは上記第7の2(3)ウで述べたところであり、本人支払額を超える額の医療費については本件変更処分によって医療扶助を受けることができるから、審査請求人の健康で文化的な最低限度の生活の維持に支障を生じるとはいえず、審査請求人の主張には理由がない。

オ 上記第3の5の主張について

審査請求人は、処分庁が法律の説明等を怠り、不法行為がある旨主張するが、法律そのものについて説明をすることは円滑な行政の実施のために行われることがあっても、それが法を執行する立場にある処分庁に課せられた法令上の義務とまではいえない。

また、本件廃止処分及び本件変更処分に際し、処分庁が法律の説明を行ったか否かは、これら各処分の要件の充足性を左右する事実と解することもできない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

カ その他の主張について

審査請求人はその他の事項についてもるる主張するが、その主張するところは上記の判断を左右するに足りないものであるから、いずれも審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用（ただし、上記第3の5の主張は、理由付記についての不服とは解されないため、この部分を除く。）のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであるが、この際、次の点を付言しておきたい。

不利益処分の理由の提示について、「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」（最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決（平成21年（行ヒ）第91号））と

されている。

これを本件廃止処分についてみるに、保護廃止決定通知書の表面には「（生活保護法第8条第1項及び第25条第2項による）」と記載されているが、法は保護の廃止処分をすることができる場合を法第26条、第28条第5項及び第62条第3項の3つの場合に限定しているから、当該保護廃止決定通知書の表面の当該記載には明らかな誤りがある。

しかしながら、当該保護廃止決定通知書の裏面には、適用した法規として法第26条の条文の記載があり、処分の理由として「令和〇年〇〇月におけるあなたの収入に係る認定額が、厚生労働大臣が定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。令和4年3月25日最終改正）により算定した最低生活費を上回ることから、あなたは、生活保護法第8条に定める保護の要件を満たさず、保護を必要としなくなったため」、「あなたの最低生活費〇〇円」及び「あなたの収入として認定した額〇〇円」との記載とともに、その算出根拠を示した審査請求人の要否判定に係る資料が添付されていたのであるから、これらの記載全体からすれば、審査請求人が受給した基本手当の額が最低生活費を上回り、保護を必要としなくなったために法第26条の規定に該当するということを審査請求人自身が了知することが可能な程度に記載されていると認められる。

したがって、行政手続法第14条第1項本文の趣旨に反するということはできないものの、処分庁においては、今後、処分の根拠とした法令の条項については処分に係る通知書に正しく記載するよう努められたい。

（答申を行った部会の名称及び委員の氏名）

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 松岡恵子、委員 三谷晋